

滋賀県地域医療構想調整推進会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法第30条の14に基づき、滋賀県保健医療計画の一部として位置づけられる地域医療構想の実現に向けた取組を協議するとともに、構想区域ごとに設置された地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むよう情報の共有その他構想区域を超えた広域での調整が必要な協議等を行うため、滋賀県地域医療構想調整推進会議（以下、「県調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 県調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 目指すべき医療提供体制を実現する施策に関すること
- (2) 各構想区域における地域医療構想調整会議の運用、議論の進捗等に関すること
- (3) 広域での調整が必要な事項に関すること
- (4) その他、県調整会議が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 県調整会議の委員は、次の各号に掲げる関係者のうちから、滋賀県健康医療福祉部長が選任する。

- (1) 医療関係機関・団体
- (2) 医療保険者
- (3) その他、特に必要と認められる者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 必要に応じて県調整会議にオブザーバーを置くことができる。

(議長及び副議長)

第4条 県調整会議に、議長を置く。また、必要に応じて副議長を置くことができる。

2 議長は委員の互選により選出する。副議長を置く場合は、委員の中より議長が指名する者を充てる。

3 議長は、県調整会議を代表し、県調整会議の会務を総理する。

(会議)

第5条 県調整会議は、議長が招集する。

2 議長が必要と認めるときは、県調整会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 県調整会議の庶務は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7月23日から施行する。